平成２２年（フ）第１８８１８号
東京都文京区千駄木３丁目32―７―201
債務者　市原　謙一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０４２号
東京都大田区大森中２丁目15―22―203
債務者　馬渡千鶴子（旧姓上山）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０号
青森県五所川原市みどり町５丁目３番地　県営住宅９－５－４
債務者　長谷川貴美子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１６２６号
東京都町田市成瀬2253番地サンパティークＤ－２
債務者　星　　善晃
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７０８号
東京都小平市上水本町２丁目９番27号
債務者　寺西　昌子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２１号
静岡県浜松市浜北区小松4624番地の１　ラ・フォーレ小松207
債務者　松下　道治
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２０６３８号
東京都大田区西蒲田８丁目19―３―207
債務者　成田　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６４１号
東京都国分寺市泉町１丁目１―14―206
債務者　畠山　有理
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１号
沖縄県沖縄市宮里１丁目20番１号　喜納方
債務者　仲田　紀子（旧姓島岡）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８５７号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝810番地９　アメニティーハウス２―315号、前住所栃木県河内郡上三川町大字上三川4944番地
債務者　上野　　仁
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７１号
栃木県さくら市喜連川4858番地１　浅間野辺山アパート101号、前住所栃木県那須烏山市神長1078番地２
債務者　長谷川修一（旧姓野間）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７２号
栃木県真岡市熊倉３丁目23番地２　コーポ青山Ⅱ101号、前住所栃木県芳賀郡益子町大字益子987番地
債務者　石川　忠夫
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７３号
栃木県真岡市熊倉３丁目23番地２　コーポ青山Ⅱ101号、前住所栃木県芳賀郡益子町大字益子987番地
債務者　石川ユリ子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７４号
栃木県栃木市大平町西水代1661番地12、住民票上の住所栃木県河内郡上三川町大字上三川3337番地　カレントＣ205
債務者　石島　慎也
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７６号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙2850番地１　グリーンヴィラＢ－５、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字市塙2850番地１　グリーンヴィラＡ－３
債務者　冨永　敏昭（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係